

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年6月 24 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500720号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600022号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和41年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年12月

請求期間にA社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。提出した賞与明細のとおり当該賞与から厚生年金保険料が控除されており、保険料の還付は受けていないので年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社のC地区における給与業務及び厚生業務を受託しているD社から提出された請求者の勤務に関する記録並びにオンライン記録により、請求者は、平成16年12月1日にE社からA社へ転籍していることが確認できることから、平成16年12月については、A社の厚生年金保険被保険者期間に含まれることになる。

しかしながら、請求期間の賞与について、D社は、i) 6月から11月までの評価期間に在籍期間がない社員については、転籍後の会社で賞与を支払うことはない。ii) 転籍前のE社において賞与支給計算処理が完了しており、転籍後のA社での賞与支払処理は不可能である。iii) 請求者から提出された賞与明細の組織コードの組織名はE社である。iv) 平成16年12月10日にE社が支払い同社の費用として処理された。v) 理由は分からないが誤って保険料を控除した旨回答していることから、当該賞与は、A社から支払われたとは認められない。

また、上述の賞与明細によると、厚生年金保険における標準賞与額の上限額(150万円)に見合う厚生年金保険料(10万4,505円)の控除額が記載されているが、厚生年金保険法第81条第2項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」と規定されており、E社の被保険者資格喪失後に同社から支払われた賞与については、保険料賦課の対象とはならない。

さらに、F健康保険組合から提出された請求者の被保険者・扶養者台帳による

と、請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できず、同組合は、平成 16 年 12 月 1 日異動の異動前事業主分として支給された被保険者資格喪失後の賞与ではないかと推察される旨回答している。

このほか、請求期間の賞与が A 社から支払われたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間の賞与が A 社から支払われたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険の標準賞与額を訂正することはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500734号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600023号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、令和3年7月15日、令和3年12月15日及び令和4年7月15日は50万円に訂正することが必要である。

令和3年7月15日、令和3年12月15日及び令和4年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年7月15日、令和3年12月15日及び令和4年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和3年7月15日

② 令和3年12月15日

③ 令和4年7月15日

請求期間①から③までについて、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、A社から提出された当該期間に係る賞与集計表、給与所得退職所得に対する源泉徴収簿及び振込データ受付明細表並びに課税庁から提出された給与支払報告書(以下、併せて「賞与集計表等」という。)により、請求者は、当該期間に同社から50万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書においては、特例対象者(請求者)について、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、

又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の履歴事項全部証明書によると、請求者は、請求期間①から③までにおいて同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、請求者の担当業務はB業務であって、社会保険関係の事務には直接関わっていない旨回答している。

また、請求期間①から③までに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が提出されていなかった原因について、A社の社会保険関係の届出を代行していた社会保険労務士は、令和3年頃に当該社会保険労務士事務所の担当者が退職したが、事務所内の前任者から後任者への引継ぎ不足により、賞与支払届の提出を失念した旨陳述している。

これらのことから、請求者については、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったとは考え難く、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと認められる。

したがって、請求者の請求期間①から③までに係る標準賞与額については、上述の賞与集計表等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から50万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500735号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600024号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、令和3年7月15日、令和3年12月15日、令和4年7月15日及び令和4年12月15日は50万円に訂正することが必要である。

令和3年7月15日、令和3年12月15日、令和4年7月15日及び令和4年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年7月15日、令和3年12月15日、令和4年7月15日及び令和4年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和52年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和3年7月15日

② 令和3年12月15日

③ 令和4年7月15日

④ 令和4年12月15日

請求期間①から④までについて、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、A社から提出された当該期間に係る賞与集計表、給与所得退職所得に対する源泉徴収簿及び振込データ受付明細表並びに課税庁から提出された給与支払報告書(以下、併せて「賞与集計表等」という。)により、請求者は、当該期間に同社から50万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書においては、特例対象者（請求者）について、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の履歴事項全部証明書によると、請求者は、請求期間①から④までにおいて同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、請求者の担当業務はB業務であって、社会保険関係の事務には直接関わっていない旨回答している。

また、請求期間①から④までに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が提出されていなかった原因について、A社の社会保険関係の届出を代行していた社会保険労務士は、令和3年頃に当該社会保険労務士事務所の担当者が退職したが、事務所内の前任者から後任者への引継ぎ不足により、賞与支払届の提出を失念した旨陳述している。

これらのことから、請求者については、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったとは考え難く、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと認められる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、上述の賞与集計表等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から50万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500736号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600025号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、令和3年7月15日、令和3年12月15日、令和4年7月15日及び令和4年12月15日は90万円に訂正することが必要である。

令和3年7月15日、令和3年12月15日、令和4年7月15日及び令和4年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年7月15日、令和3年12月15日、令和4年7月15日及び令和4年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和55年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和3年7月15日

② 令和3年12月15日

③ 令和4年7月15日

④ 令和4年12月15日

請求期間①から④までについて、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、A社から提出された当該期間に係る賞与集計表、給与所得退職所得に対する源泉徴収簿及び振込データ受付明細表並びに課税庁から提出された給与支払報告書(以下、併せて「賞与集計表等」という。)により、請求者は、当該期間に同社から90万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書においては、特例対象者（請求者）について、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の履歴事項全部証明書によると、請求者は、請求期間①から④までにおいて同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、請求者の担当業務はB業務であって、社会保険関係の事務には直接関わっていない旨回答している。

また、請求期間①から④までに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が提出されていなかった原因について、A社の社会保険関係の届出を代行していた社会保険労務士は、令和3年頃に当該社会保険労務士事務所の担当者が退職したが、事務所内の前任者から後任者への引継ぎ不足により、賞与支払届の提出を失念した旨陳述している。

これらのことから、請求者については、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったとは考え難く、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと認められる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、上述の賞与集計表等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から90万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500737号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600026号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、令和3年7月15日及び令和3年12月15日は85万円、令和4年7月15日及び令和4年12月15日は100万円に訂正することが必要である。

令和3年7月15日、令和3年12月15日、令和4年7月15日及び令和4年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年7月15日、令和3年12月15日、令和4年7月15日及び令和4年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和44年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和3年7月15日

② 令和3年12月15日

③ 令和4年7月15日

④ 令和4年12月15日

請求期間①から④までについて、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から④までについて、A社から提出された当該期間に係る賞与集計表、給与所得退職所得に対する源泉徴収簿及び振込データ受付明細表並びに課税庁から提出された給与支払報告書(以下、併せて「賞与集計表等」という。)により、請求者は、同社から、請求期間①及び②は85万円、請求期間③及び④は100万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書においては、特例対象者（請求者）について、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、A社の履歴事項全部証明書によると、請求者は、請求期間①から④までにおいて同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社の事業主は、請求者の担当業務はB業務であって、社会保険関係の事務には直接関わっていない旨回答している。

また、請求期間①から④までに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）が提出されていなかった原因について、A社の社会保険関係の届出を代行していた社会保険労務士は、令和3年頃に当該社会保険労務士事務所の担当者が退職したが、事務所内の前任者から後任者への引継ぎ不足により、賞与支払届の提出を失念した旨陳述している。

これらのことから、請求者については、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったとは考え難く、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと認められる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、上述の賞与集計表等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は85万円、請求期間③及び④は100万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500312号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600021号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和4年8月1日から令和4年11月1日に訂正し、令和4年8月から同年10月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

令和4年8月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年8月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成7年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和4年8月1日から令和5年12月1日まで

私は、A社に令和5年11月30日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が令和4年8月1日となっている。令和5年*月に誕生した子供が扶養家族となり、会社から保険証も発行してもらったため、勤務していたこと及び社会保険料が給与から控除されていたことは間違いないので、請求期間について厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、本件訂正請求受付日(令和7年9月4日)において厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅している期間については厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用することを踏まえ、令和4年8月1日から令和5年8月1日までの期間(以下「請求期間①」という。)については厚生年金特例法を、令和5年8月1日から同年12月1日までの期間(以下「請求期間②」という。)については厚生年金保険法を適用し、記録の訂正が認められるか否かを判断することとなる。

2 請求期間①について、請求者から提出されたA社に係る退職証明書によると、使用期間は平成29年9月1日から令和5年11月30日まで、職種は「B職」とされており、請求者は、令和5年*月に生まれた子を扶養家族として届出をした旨主張をしており、オンライン記録によると、子は、令和5年*月*日に被扶養者と認定されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された令和4年分給与所得の源泉徴収票及び課税庁から提出された令和4年分給与支払報告書（以下、併せて「源泉徴収票等」という。）には、請求者の退職年月日が令和4年10月31日と記載されていることが確認できる。

また、A社が令和4年度まで業務委託していた税理士法人（以下「税理士」という。）から提出された令和4年分の賃金台帳及び令和4年分給与所得に対する源泉徴収簿（以下、併せて「賃金台帳等」という。）並びに上述の源泉徴収票等により、請求者は、令和4年8月分から同年10月分までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらのことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を令和4年8月1日から同年11月1日に訂正することが必要である。

また、請求期間①のうち、令和4年8月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上述の賃金台帳等により、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額及び決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額から、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、令和4年8月1日から同年11月1日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、事業主から回答を得られないが、当該期間について、年金事務所が保管している請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）により、事業主から資格喪失年月日を令和4年8月1日とする資格喪失届を令和6年11月27日に受け付けていることが確認でき、年金事務所は、遡及する資格喪失届が提出された場合は、資格喪失届提出後に納付されるべき厚生年金保険料を充当する（厚生年金保険料を還付する場合を含む。）ことから、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、請求期間①のうち、令和4年11月1日から令和5年8月1日までの期間については、課税庁から提出された請求者の令和4年分及び令和5年分に係る課税証明書、給与支払報告書並びに上述の賃金台帳等からは、当該期間に係る給与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者は、A社における自身の勤務形態について、令和4年11月からアルバイトとなった旨回答しているところ、課税庁から提出された令和4年分及び令和5年分の所得税の確定申告書によると、請求者は、A社に係る令和4年11月1日以降の給与収入を申告していないことが確認できる。

このほか、請求期間①のうち、令和4年11月1日から令和5年8月1日までの期間に係る請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①のうち、令和4年11月1日から令和5年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を訂正することはできない。

- 4 請求期間②について、事業主からは請求者の勤務形態等について具体的な回答が得られず、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったが、請求者の同社での勤務期間等についての回答は得られない。

また、上述のとおり、令和5年分の所得税の確定申告書によると、請求者は、A社に係る給与収入を申告しておらず、課税庁から提出された請求者の令和5年分に係る課税証明書及び給与支払報告書からは、請求期間②において、A社から請求者に対し給与の支払が確認できないため、厚生年金保険被保険者の資格期間について判断することができない。

さらに、請求者は、上述の令和4年分給与所得の源泉徴収票のほかに、請求期間に係る給与明細書等の資料を保管していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び報酬額について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできないことから、同社における請求者の厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。